

# 広報 ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 総務課 電話 (018876) 代 2100番  
印刷所 湖 東 印刷所 電話 (018876) 2430番 (一部 五円)  
郵便番号 018-17 毎月 1日・15日発行

### <ミニ知識>

#### エネルギーの80%海外に依存

日本のエネルギー消費は、年々ふえ続けており、各種エネルギーを熱量に換算した場合、1972年3月現在の需給は需要2973兆8500億Kカロリーに対し、供給355兆3000億Kカロリー。需要別の内容では、鉄鋼をはじめ重工業部門の消費が、総需要の50%近くを占めて最も大きく次いで、エネルギー部門、運輸部門、農林水産部門となっている。供給面での大きな特徴は、70%以上が輸入原油と輸入石油製品で占められ、原子力石炭などの輸入を加えると、日本のエネルギー源の約80%は海外の資源に依存している。

## 炭 焼 き

木炭は昔とともに、わが国の家庭における熱エネルギー源としてその王座を占めていたが、近年、石油やガスの攻勢にその座を追いやられてしまった。山村の経済を支えてきた炭焼も、産業としての役割はすでに終えんを迎え、時代がかつた燃料として珍重されている感を深くする。

去る日、七十八才の高令でなお炭を焼くことに精を出している湯ノ又部落の畑沢清太郎さんをたずねてみた。畑沢のじまのお話によると、「若い頃は、部落の半分以上も焼子であった。耕す土地の乏しい山村では、冬期間の炭焼が山林の伐採労働とならんで、最も重要な現金収入の道であった。全く家族主体の経営で多量の薪が多く、原木の自給できる者はほんの一部だったので、その供給源を求めて父親の足跡を踏みながら、山越えをして上北口方面にも通つたものだ。



写真は愛用のマサカリで木を割る畑沢さん

物心つく頃手をつけてすでに五十年の歳月がすぎでしまった。この家はこの九月が来れば四年になるが、自分としては最後の山だと思つて、今年はお孫子の出かせぎをやめさせて焼いている」と感慨無量の様子、そして「炭焼は雑業をする割にはゼニのならない仕事だ」とポツリ……

木炭の歴史は古いが、暖房あるいは炊事用として一般家庭に普及したのは、明治期に入つてようやく全国的なものになつたと言われている。それ以前は、鍛冶炭焼は、たたら(砂鉄精練)や金掘りなどの特殊職業団に属し、重要な役割もつていた。

秋田県で最も多く生産されたのは昭和十五年頃で四百十五万五千俵位で、それが四十六年には、二十四万七千俵台になつている。五城目町では、昭和三十五年に九万三千俵台で、四十六年には、七千俵となつている。

### △広報サロン▽

#### 四十代の理想

木工業 柳原 繁



日々の暮らしをどうにか過しているうちに四十代の代名詞が自分の身邊にも近づいてきた。

職業を我が家の暮らしの源だけと考えての生活でしたが、災害にも多い多くの人々の厚意により立直る機会を得、苦難の中で自分なりの芽が見い出せるような気がしてきかた。

二年前産業課の企画により町の町内特産品業者と共に町長と懇談会が開かれ、自分達なりの構想をもつようになりぜひ実現したいと考えるようになった。又このころから小規模木工業者(一人〜三人程度)達も五城目産業の一端を受け持つようになりたいたいと考え、機会ある毎に産業課とも話し合いをすすめてきた。

「五城目建具供給センター」を設立し、能率の向上、年間の就労時間の調整、納品期限の厳守、業者間の製品の融通、技術の向上と五城目建具の信用、販路の拡大を計り、農家に対する農協的役割の持つセンターの実現に努めたいと思つている。木工業者の奮起により安定した業界を作り町の中堅産業の一端に早く近づけ四十代の理想をみんなの力で一日も早く実現したい。

# 〔第2回〕 昭和四八年 五城目町議会臨時会開催

2月20日

去る二月二十日、昭和四十八年第二回五城目町議会臨時会を招集し、一般会計に一千八百五万八千円の補正を審議、議決した。

◆審議された案件  
議案第三号

十九日

## 加賀谷町長初登庁

### 町民の全幅の信頼に応える

昭和三十年の町村合併以来、はじめての無投票当選となつた加賀谷町長は、二月十九日選挙管理委員会から当選証書受領後、午前十一時すぎ三期目の初登庁した。

十一時三十分から第一会議室で全職員を前にして次のようなあいさつをした。

本来の町づくりは、長期政権が前提となるものであるが、このたび町民の信頼と支持を得て、無競争当選となりその全幅の信頼に応えていきたい。総合開発計画の実施にあたっては慎重な配慮の上で、町民の納得できる町づくりをすすめていきたい。

また公民館の建設は是非実現したいし、福祉の充実と環境の調和を図りながら住みよい田園都市を建設し



職員の手で迎えらるる加賀谷町長

補正予算の内容は、昭和四十六七年の農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費に関するものである。

#### ◆歳出の主なるもの

昭和四十七年度五城目町一般会計補正予算(第四号)  
これは、昭和四十七年度五城目町一般会計補正予算であり、まずが歳入歳出にそれぞれ一千八百五万八千円を追加するもので、これ歳入歳出予算総額が、八百七十七

・地方債補正について  
農林水産施設災害復旧債三百万円を追加で、限度額を五百六拾万円とするもの。

・補正財源の根拠  
分担金 百二拾三万七千円  
国庫負担金六百六拾二万一千円  
町債 三百万円  
歳入合計 一千八百五万八千円

### 自治功労者十人

全国一町村会総会  
秋田県一 席上表彰される

このたび、全国町村会定期総会の席上、勤務年数二十五年以上の自治功労者が表彰された。

又昭和四十七年十二月一日現在で、勤務年数二十年に達した自治功労者は、秋田県町村会定期総会の席上表彰された。

表彰された方々は次のとおり。



石井 孫一氏



石川 富司氏



北嶋 倉治氏



小野 博氏



石井 浩三氏



佐藤 重治氏

## 花き育苗センター実現

### 設置場所：岡本

只今開催されている県議会の新年度予算案の中に、五城目町へ花き育苗センターを設置する予算が盛り込まれている。

これは花き生産パイロットとしての花き育苗センター設置事業で主な内容は次のとおりである。

花の需要は年々伸びるをたかめしかも高級なものをと移行しつつある。秋田県は花き生産者連絡協議会、東支那では、かねてから良質で安価な花を生産するために、県当局へ花き育苗センターの設置を強く要望していたが、このほどその熱意が実り、ようやく実現の運びとなったもの。関係者一同大変な喜びようである。

#### 事業規模は

ミスト繁殖温室 三三〇㎡  
低溫貯蔵施設 一〇㎡

のほか、遮光装置、共同利用施設として、土壌消毒機、鉢洗い機、球根採取機等備えることとしている。この施設は、主に菊を生産するもので、予定生産数は年間五十万本を二回転で育苗するもの。

佐々木良英氏談：「近年秋田県内では菊苗の不足により生産規模の拡大ができず、悩みの一つであったが、このセンターの完成により規模拡大の具通しは明るくなった。花き協会会員はもとより、一般の愛好家達も手軽に花の栽培が楽しめるし、専門的にやってみたい人は、どんなにも歓迎する。」とのことでした。



一関 竹治氏



山 富雄氏



石井 浩三氏



小玉 テツ氏

〔以上二十年表彰〕

〔以上二十五年表彰〕

# 国民年金はやわかり

(48年2月作成)

## 国民年金とは

わたくしたちが高齢者になって働けなくなったとき、思いがけない事故で大きなけがをしったり病気のため身うごきできなくなったとき、一家の主人に死なれて母子家庭になったとき、また両親に死なれて子どもだけが残されたときに、国から年金を受けられるならば、どれほど助かることでしょうか。このようなときに国民すべてに年金を支給し、生活の支えにしようとするのが国民年金制度です。

## 加入する人

### ◎…加入しなければならない人…◎

＜強制加入＞

20歳以上60歳未満の人は、必ず加入する義務があります。ただし、会社員や公務員などのように、厚生年金や共済組合などの公的年金制度に加入している人は除かれます。



### ◎…希望で加入できる人…◎

＜任意加入＞

20歳以上60歳未満の人のうち、会社員や公務員などの配偶者、恩給や遺族年金などを受けている人、および地方議会議員や学生は、希望によって加入できます。



## 加入等の手続き

国民年金に加入するときは、市役所、町村役場の国民年金の窓口で「印かん」を持参するだけで、簡単に加入手続きができます。そのほか、会社などに勤めて国民年金をやめるとき、住所や氏名がかわったとき、加入した人が死亡したときなどはそれぞれの届出が必要です。

## 納める保険料

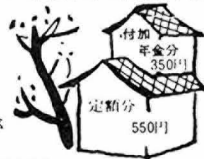
### 二階建ての国民年金

### ◎…定額分の保険料…◎

ひと月分…550円 (49年1月から900円……予定) 以後毎年100円ずつ増額……予定

☆法定の納期限は7月、10月、1月、4月の年4期です。  
☆保険料は、前もって一定期間分を1回に前納することができます。

この場合、保険料が割引きされ、手数がはぶけるので便利です。  
☆所得が少ないとか、災害等のため、保険料の納付が困難になった場合は、市役所・町村役場に手続きをして納付の免除を受けることができます。  
☆国では加入者が納めた保険料の半額を負担して一緒に積み立ててゆきます。



### ◎…5年年金加入者の保険料…◎

ひと月分…750円 (49年1月分から900円) ……予定) (50年1月分から1,000円) ……予定)

5年年金とは、明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生れた高齢者の加入している年金で、加入期間5年で満期になります。

### ◎…付加年金分の保険料…◎

ひと月分…350円 49年1月分から400円……予定

付加年金とはもつと多く保険料を納めてもよいからもつと高い年金を受けたいという要望にこたえて設けられた制度です。農業者年金の加入者はこの納付が義務づけられています。

◆保険料は、必ず納期限内に市役所・町村役場、町内・部落の国民年金地区内組織または銀行など市町村の定めるところへ完納しよう。

### 5年年金加入受付の再開(予定)

- ・明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人で、国民年金に加入しなかつた人(他の制度から老齢・退職年金を受けられる人を除く)は、次のように特例的に5年年金に加入できるように法律が改正される予定です。
- ・加入申出の受付期間 48年7月1日～49年3月31日
- ・受付場所 居住地の市役所・町村役場
- ・加入期間 45年6月から加入したものとみなし50年5月までの5年間
- ・保険料 45年6月分～49年12月分(900円) 合計 54,500円  
50年1月分～50年5月分(1,000円)
- ・年金月額 50年7月分から月額 8,000円(月額 96,000円)

## 年金の給付

### ◎…老令年金…◎

☆定額分保険料および付加年金分保険料を納めた期間と、定額分保険料の免除を受けた期間の、それぞれの期間に応じて老齢年金の額を算出し、「65歳」から終身支給します。

☆老齢年金を受けるためには、25年以上の保険料納付済期間が必要です。(免除期間を含む)

☆昭和5年4月1日以前に生れた人(加入期間25年未満)は25年の期間が年齢に応じて24年から10年まで短縮されます

保険料納付期間	老令年金の額
25年間、定額保険料を納付したとき	年額 95,000円(月額 8,000円) 49年1月分から240,000円(月額20,000円)の予定
25年間、定額保険料と付加年金保険料を納付したとき	年額 150,000円(月額 12,500円) 49年1月分から300,000円(月額25,000円)の予定
40年間、定額保険料を納付したとき	年額 153,600円(月額 12,800円) 49年1月分から384,000円(月額32,000円)の予定
40年間、定額保険料と付加年金保険料を納付したとき	年額 240,000円(月額 20,000円) 49年1月分から480,000円(月額40,000円)の予定
10年年金(高齢者に対する特例年金)	年額 60,000円(月額 5,000円) 49年1月分から150,000円(月額12,500円)の予定

◎… 通算老令年金 …◎

国民年金・厚生年金保険・船員保険・職員共済組合などの公的年金制度を渡り歩いた人については、それぞれの期間を通算して、それぞれの公的年金から通算老令年金が支給されます。

また、公的年金に加入している人の配偶者や、恩給などを受けている人が国民年金へ任意加入したが、老令年金を受けするのに必要な一定の加入期間を満たさない人には、保険料を納めた期間に応じて国民年金の通算老令年金を支給します。

(通算老令年金の額)

国民年金の保険料を納付した期間

5年間のとき……19,200円(月額1,600円)

【49年1月分から48,000円(月額4,000円)に、また高令者には割り増しする予定。

10年間のとき……38,400円(月額3,200円)

【49年1月分から96,000円(月額8,000円)に、また高令者には割り増しする予定。

◎… 障害年金 …◎

交通事故などによる思いがけない大きなけがや、成人病・内臓・精神などの重い病気で廃疾者になったとき、一定の保険料納付要件に該当する人に障害年金を支給します



(障害年金の額)

「2級障害者」……最低保障105,600円(月額8,800円)

【49年1月分から220,800円(月額18,400円)の予定]

<片手や片足の切断など、日常生活に著しい制限が加えられる障害>

「1級障害者」……2級障害者の年金額に25%加算した額。

最低保障132,000円(月額11,000円)

【49年1月分から276,000円(月額23,000円)の予定]

<全盲、両手や両足の切断など、日常生活の用が不能な重度の障害>

◎… 母子・準母子年金 …◎

夫が死亡し、18歳未満の子供がいる母子世帯になったとき、一定の保険料納付要件に該当する母に、母子年金を支給します。



(母子・準母子年金の額)

「子・孫・弟妹1人の場合」……100,800円(月額8,400円)

2人目の子等から1人につき4,800円(月額400円) ずつ加算

【49年1月分から220,800円(月額18,400円) 2人目の子等に9,600円(月額800円) 3人目の子等から1人につき4,800円(月額400円) ずつ加算の予定

◎… 遺児年金 …◎

父、母と死別し18歳未満の子供が残されたとき、その父または母が一定の保険料納付要件に該当していた場合、子供に遺児年金を支給します。



(遺児年金の額)

「遺児1人の場合」……100,800円(月額8,400円)

2人目の遺児から1人につき4,800円(月額400円) ずつ加算

【49年1月分から220,800円(月額18,400円) 2人目の遺児等に9,600円(月額800円)、3人目の遺児から1人につき4,800円(月額400円) ずつ加算の予定

(障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金を受けるに必要な一定の保険料納付要件)

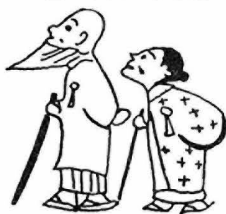
次のいずれかに該当していることが必要です。

- ①最近の1年間の保険料を完納していること。
- ②最近の3年間に保険免除期間があるが、滞納の期間がないこと。
- ③保険料を5年以上納めており、それが加入期間から保険料免除期間を除いて3分の2以上であること。
- ④保険料を納めた期間が15年以上であること。
- ⑤老齢年金を受けるに必要な保険料納付期間を満たしていること。

◎… か 婦 年 金 …◎

老齢年金を受ける資格があった夫を亡くした妻(その夫と結婚生活10年以上)に、60歳から64歳までの間、か婦年金を支給します。

年金は老後のささえ



(か 婦 年 金 の 額)

夫が受けるはずであった老齢年金の半額

夫が25年間保険料を納付していた場合……48,000円(月額4,000円)

【49年1月分から120,000円(月額10,000円)の予定]

夫が10年間保険料を納付していた場合……19,200円(月額1,600円)

【49年1月分から 48,000円(月額4,000円)の予定]

◎… 死 亡 一 時 金 …◎

3年以上定額保険料を納めた人が、いづれの年金給付も受けないうちに死亡したとき、死亡一時金を遺族に支給します。

(死亡一時金の額)

保険料を納めた期間……3年以上10年未満のとき……10,000円

10年以上15年未満のとき……14,000円

【49年1月から3年以上、一律17,000円の予定]

福 祉 年 金

提出制の年金を受けるために必要な期間を満たさないうちに年金事故がおきたとき(例えば、被保険者となつてから1年の期間がたたないうちに大きなけがをして障害者になったとか、夫が死亡して母子家庭となったような場合)は、福祉年金が支給されることになります。また、提出制の年金が発足した昭和36年4月1日以前に、すでに高齢にある人や身体障害者、母子家庭となつていた人にも福祉年金が支給されています。

区 分	年金が支給される場合	年 金 額
老 齢 福 祉 年 金	明治44年4月1日以前に生れた人に、70歳から支給ただし、2級障害者には65歳から支給	39,600円(月額3,300円) [48年10月分から60,000円(月額5,000円)の予定]
障 害 福 祉 年 金	1級障害者(重い傷病)に支給	60,000円(月額5,000円) [48年10月分から90,000円(月額7,500円)の予定]
母 子 福 祉 年 金	夫が死亡し、義務教育終了前の子がいる母子世帯に支給	48年10月分から78,000円(月額6,500円)の予定 2人目の子、孫、弟妹に9,600円(月額800円)
準 母 子 福 祉 年 金	父、子(男)、祖父が死亡し、義務教育終了前の孫または弟妹がいる準母子世帯に支給	

なお、福祉年金は全額が国庫負担金で支給されていますので、本人や配偶者および扶養義務者の前年の所得が多いとき、あるいは本人が他の公的年金を受給しているようなときは、福祉年金の全部または一部が支給停止されます。



# 暮しの案内

## 定期予防接種 (種とう)

次の日程により予防接種を実施しますから、対象者はもれなく受けるようにしてください。

### ●種とう接種

・馬場目・富津内内川・大川 地区  
三月五日(月) (笹尾 知先生)  
午後一時三十分～二時三十分  
役場第一会議室

### ●種とう接種

・五城目、面潟地区  
三月六日(火) (畑沢 実先生)  
午後一時三十分～二時三十分  
役場第一会議室

### ●種とう接種

・馬場目・富津内内川・大川 地区  
三月十三日(火) (笹尾 知先生)  
午後一時三十分～二時三十分  
役場第一会議室

### ●種とう接種

・五城目、面潟地区  
三月十三日(火) (畑沢 実先生)  
午後一時三十分～二時三十分  
役場第一会議室

①対象者  
①昭和四十六年一月一日から昭和

四十六年六月三十日までに出生した者  
①昭和四十五年一月一日から昭和四十五年七月三十一日までに出生した者で、未接種、または種とうを接種した結果不完全であった者(出なかった者)

②問診票の事項はお子さんの健康状態をみきわめるためにも重要な事項ですので、必ず記入して当日忘れずに母子手帳と一緒にもってきてください。(家から出る前に必ずお子さんの体温を測定し、記入してきてください)

③接種後の経過  
接種した日から三日ごろまでは、ほとんど症状がありませんが、発熱が長く続くときや、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけて下さい。

④接種後の経過  
接種した日から三日ごろまでは、ほとんど症状がありませんが、発熱が長く続くときや、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけて下さい。

⑤接種後の経過  
接種した日から三日ごろまでは、ほとんど症状がありませんが、発熱が長く続くときや、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけて下さい。

⑥接種後の経過  
接種した日から三日ごろまでは、ほとんど症状がありませんが、発熱が長く続くときや、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけて下さい。

⑦接種後の経過  
接種した日から三日ごろまでは、ほとんど症状がありませんが、発熱が長く続くときや、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけて下さい。

⑧接種後の経過  
接種した日から三日ごろまでは、ほとんど症状がありませんが、発熱が長く続くときや、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけて下さい。

## ◆問診票

問診票は責任をもって記入して下さい。それは母子健康手帳などを参考にして下さい。

## ◆種とう接種後の注意

①接種した日は入浴しないで下さい。その後しばらくは入浴してもよいのですが、化のうしはじめたら入浴しないで毎日下着をとりかえて下さい。

②種とうの正常な経過は下記のとおりでありますが、発熱が長く続き、きずのはれ方がひどく、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけて下さい。

③種とうの正常な経過は下記のとおりでありますが、発熱が長く続き、きずのはれ方がひどく、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけて下さい。

④種とうの正常な経過は下記のとおりでありますが、発熱が長く続き、きずのはれ方がひどく、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけて下さい。

⑤種とうの正常な経過は下記のとおりでありますが、発熱が長く続き、きずのはれ方がひどく、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけて下さい。

⑥種とうの正常な経過は下記のとおりでありますが、発熱が長く続き、きずのはれ方がひどく、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけて下さい。

⑦種とうの正常な経過は下記のとおりでありますが、発熱が長く続き、きずのはれ方がひどく、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけて下さい。

## 環境美化にあなたの声を

昨年から重点的にとりあげた、環境美化を来年度も引き続き真剣にとりくみ、きれいな町づくりをしよう、と、今職員で環境美化プロジェクトチームを構成していろいろ計画をねつていますが、この機会にみなさんの環境美化へのご意見をお望みをお寄せください。

電二〇〇 保健衛生課へ

## 犬の登録はいますぐ

放し飼いの犬を取締の折、飼主がよす保健所、役場にあつてきまが……まず犬を飼つたら役場保健衛生課にお届けください。犬の登録は犬の身分証明書です。成犬かどうかたしかめいますぐお届けください。

今日は犬の実態調査をして、登録してもらう予定であります。調査前に自主的に登録をしましょう

犬がどうにかたしかめいますぐお届けください。

今日は犬の実態調査をして、登録してもらう予定であります。調査前に自主的に登録をしましょう

## 春夏型出稼選考会

春夏型出稼選考会秋田公共職業安定所(秋田職安)では、下記の日程で、春夏に出稼する方のために受入企業の参加して合同選考会を開催します。

選考会に参加する企業は安心して働くことができる会社ばかりです。不安定な労働条件の就職先を選ばないようこの機会に直接会社の担当者とお接のできる合同選考会に気軽においでください。

・三月五日(月) 三月九日(金)  
秋田公共職業安定所(会議室)

午前九時から午後二時まで

## 南米就職

### テラーロツシャの彼方から ①

富津内出身 妻沼ムツ子さん(旧姓伊藤)

私共が昨年七月三日横浜を出航以來、移住船ブラジル丸は、ハワイ、ロスアンゼルス(北米)クリストバル(パナマ運河の大西洋側)、リオデジャネイロ、サントス(ブラジル)、そして四十五日に渡る地球半周の旅の最終港ボエニアイレス(アルゼンチン)に到着したが、九月十四日早朝でした。各寄港地では、天候に恵まれ、色々見聞することが出来た。結局、パノエンカナンオン市に到着したが、十九日の昼過ぎで、市とは申しもよまぬ、人口二万人あまりの小きな町で、街中には、カルンベと称する馬が引つづるタクシーが目をきかせているといった実にのんびりした所

エンカルから、その晩特急バスで首都アスンシオンへ着いたのが朝五時。そこで二時間程休んだが別便の特急バスに乗り込み、イグアス移住地へ。いささか強行軍ではありましたが、イグアスが第一歩を印したのが、九月二〇日の昼でした。

アスンシオンから二八〇キロばかりのところですが、この間の景色はと申しますと、三分の二の地点では、草原地帯ですが、イグアスに近づくとつれだんだん亜熱帯性の原始林が道路にまつてき、又、南方特質の赤い土(テラーロツシャと呼んで来ます)がめ



写真の妻沼夫妻はハネムーンを兼ねたブラジル行き

簡単にイグアス移住地の概況を記してみますと、面積、八万七千歩、雨量は位置は中し、台北と大体同位置と聞いてお